

副業制度の導入について

高知銀行（頭取 河合祐子）は、中期経営計画に掲げた基本戦略「人的資本経営に基づく人事制度改革」への取り組みの一環として、副業制度を下記のとおり導入しますのでお知らせいたします。

本制度は、職員一人ひとりの多様な働き方を支援するとともに、キャリア形成の充実を図ることを目的としています。本業以外での経験を通じて新たなスキルや知識を習得することで、職員自身の成長と組織全体の活性化を目指してまいります。

記

1. 対象者

全職員（嘱託およびパートタイマーを含む）

2. 本制度の対象となる契約形態

副業先と雇用契約を結ばない「個人事業主型」

【具体例】

保有資格・スキルを活用した講師、執筆、Webコンテンツ制作、クリエイティブ系、農業、畜産業、養蚕業、水産業、スポーツ指導者・審判など

3. 実施日

2025年9月1日

以 上

◇本件に該当するSDGs



【本件に関するお問い合わせ】
高知銀行 人事総務部
担当：西岡 Tel 088-871-1040